

一般社団法人九州ドローン推進協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州ドローン推進協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、ドローンの普及に関する事業を行い、健全なドローン業界の発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。

1. ドローン技術者の育成
2. ドローン技術の研究開発
3. ドローンの販売, レンタル及び修理委託
4. ドローンの導入支援
5. 交流会, 講演会及びセミナーの開催
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事を置く。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11上第1項第5号等に規定する社員とする。

正会員	当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
特別会員	ドローンに関する特別の技能又は専門的知見を有し、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(招 集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(理事の資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することができる。

(理事の選任の方法)

第22条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に理事長1名、副理事長1名を置き、理事の互選によって選定する。

- 2 代表理事をもって、理事長とする。
- 3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第27条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第28条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

会費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人九州ドローン推進協会（以下「法人」という。）定款第2章の規定により、法人の入会金及び会費の額並びに納付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

第2条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 正会員	入会金	5万円	年会費	1万2千円
(2) 特別会員	入会金	0万円	年会費	0万円

ただし、当該年度の6か月経過後に入会申込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、上記にかかわらず年会費の1/2とする。

2 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会承認後記号1か月以内に納入しなければならない。2年目以降の年会費については、各年度の4月末までに納入するものとする。

3 会員の年会費の有効期間は、入会承認日より1年間とする。

(納付)

第3条 前条に定める入会金や会費は、法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。

2 前項に規定する入会金等の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

第3章 その他

(規程の改正)

第4条 本規程は、総会の決議により改正することができる。変更後の規程は、法人の発行する機関紙等により、会員に告知する。

(雑則)

第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に総会において定める。

附則

この規程は、平成30年8月1日から適用する。